

丹波市新型コロナウイルス感染症対策 中小企業者等販売促進支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症の再拡大により事業活動の縮小を余儀なくされた市内の中小企業者等の緊急事態宣言解除後の経済活動の活性化を図るため、キャンペーンやセールなど販売促進活動に要する経費の全部又は一部を補助する市独自の補助制度です。



補助対象者

次の要件のすべてに該当する中小企業者が対象です。

- ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者又は中小企業者で組織する法人若しくは団体であって、市内に事業所を有すること。
- ② ナショナルチェーン店、フランチャイズ加盟店、風営法第2条第1項(同項第1号のうち料理店を除く。)、第6項から第13項まで(同項第1号のうち料理店を除く。)に該当する事業所でないこと。ただし、ナショナルチェーン店、フランチャイズ加盟店は、令和2年4月1日以後、引き続き丹波市商工会に所属する事業所である場合は、補助対象者とします。
- ③ 補助金交付申請時において、市税を滞納していないこと。
- ④ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社でないこと。

補助対象経費

中小企業者等が取り扱う商品の販売促進、キャンペーンやセールなど店舗への誘客につながる宣伝広告に必要な経費を補助対象とします。

- ① 広告印刷費(店舗等で長期間にわたって常設するパンフレット等は除きます。)
- ② 広告デザイン費
- ③ 新聞広告掲載費(初回の掲載から1ヶ月以内の朝日新聞、神戸新聞、産経新聞、丹波新聞、毎日新聞、読売新聞の掲載に限ります。)
- ④ 広告折込費(1回に限ります。折込範囲は、問いません。)
- ⑤ 通信運搬費(1回の発送に係る料金後納郵券料または料金別納郵券料を補助対象とします。切手購入は、補助対象外です。)
- ⑥ ラジオ広告放送料(初回の放送日から1ヶ月以内の放送に限ります。)

※ 口座振込または口座振替による支払に伴う振込手数料は、補助対象外です。

●特記事項

- ① いずれも市内の事業者により外部発注する場合に補助対象とします。
- ② **令和3年9月30日**までに完了できる事業を補助対象とします。
- ③ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがない事業活動であること。
- ④ 中小企業者等の売名のみを目的としないこと。
- ⑤ 広告印刷、広告デザインにあつては、専門とする事業者（市内事業者に限ります。）に発注すること。

補助金額

補助対象経費の合計額の10分の10以内

限度額：15万円（千円未満端数切捨て）

補助回数

1中小企業者につき1回限りとします。

※前回、補助を受けた事業者は対象外とします。（予算の執行状況により変更になる場合があります。）

申請必要書類

- ① 新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等販売促進支援事業補助金交付申請書【様式第1号】
- ② 事業計画書【様式第2号】
- ③ 収支予算書【様式第3号】
- ④ 各経費の内訳が分かる見積書
- ⑤ 構成名簿（中小企業者で構成する法人または団体である場合のみ）【様式第4号】
- ⑥ 誓約書【様式第5号】
- ⑦ 市税の滞納がない証明書（発行日から1ヶ月以内のもの）

※市役所本庁舎税務課又は各支所で取得できます（発行手数料300円）。

※事業内容の変更や経費の配分を変更する場合、事業を中止する場合は、別途変更（中止）申請が必要です。

申請方法 & お問い合わせ先

丹波市産業経済部新産業創造課窓口まで持参により申請してください。

【提出先】丹波市春日町黒井 811 市役所春日庁舎 4階 産業経済部 新産業創造課

【TEL】0795-74-1464（直通）

